

名簿閉鎖制度の廃止

制度調査部
横山 淳

【要約】

2004年6月に株券不発行制度に関する法改正が行われ、10月1日以降、未公開会社については株券のペーパーレス化が可能となっている。

この法改正では、株券不発行制度以外にも商法の改正が行われており、その一つに名簿閉鎖制度の廃止がある。

2004年10月1日以降は、議決権等の権利確定のための株主名簿閉鎖は廃止され、基準日制度に統一されている。これまで名簿閉鎖制度を採用してきた会社は、定款変更や事務フローの見直しなどが必要となるだろう。

はじめに

2004年6月に成立した「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株式等決済合理化法）により、株券不発行制度導入のための関連法律が整備されている¹。

これを受けて2004年10月1日からは未公開会社について株券をペーパーレス化することが可能となっている。つまり、未公開会社については、株主総会を開き、定款変更を行えば、株券不発行制度を採用することができるようになったのである。

他方、上場・公開会社については、現時点では未だ株券不発行制度を採用することはできない²。

それでは、上場・公開会社については、今回の法改正は当面無関係か、ということそうではない。実は、株式等決済合理化法では、株券不発行制度以外にも法改正が行われており、そのうち商法部分に関しては10月1日から上場・公開会社にも適用されている。その一つとして、「名簿閉鎖制度」の廃止がある。

本稿は、株式等決済合理化法による株券不発行制度以外の商法改正に関する質問が制度調査部に寄せられたことを受けて、その概要を紹介するものである。

¹ 株券不発行制度の概要については、拙稿「株券ペーパーレス化法案（概要篇）」（2004年4月9日付DIR制度調査部情報）などを参照されたい。

² 上場・公開会社については、株式等決済合理化法の公布日（2004年6月9日）から5年以内の政令で定める日に一斉に株券不発行制度に移行することが予定されている。

「名簿閉鎖制度」とは

「名簿閉鎖制度」とは、株主総会の議決権などを持つ株主を確定するために一定期間（3ヶ月以内）、株主名簿を閉鎖して、名義書換をできなくする制度である（改正前商法224ノ3）。

例えば、3月決算の会社であれば、4月1日から定時株主総会（通常6月下旬）までの間、株主名簿を閉鎖して名義書換をできなくする。そうすれば、定時株主総会時点での株主は、期末（3月31日）時点の株主と一致することとなる。その結果、定時株主総会での議決権の保有者を期末時点の株主に確定することができる、という訳である。

それに対して、株主名簿の閉鎖を行わず、一定の期日における株主名簿上の株主を議決権等の権利者とする制度を「基準日制度」という。

例えば、3月決算の会社であれば、3月31日を基準日として、その日における最終の株主名簿上の株主を、6月の定時株主総会における議決権の保有者と定めるのである。

なお、現在、上場・公開会社の多数は「基準日制度」を採用している。

「名簿閉鎖制度」の廃止

株式等決済合理化法により、「名簿閉鎖制度」は2004年10月1日から廃止された（改正後商法224ノ3）。

これは株券がペーパーレス化された未公開会社について、株主名簿の閉鎖を行えば、その間、株主の権利保全が困難になるとの判断によるものである³。

つまり、株券不発行制度を導入した未公開会社の株式を取得した場合、「株券」は廃止されて存在しないことから、株主名簿の名義書換を行わなければ、第三者に対して自分の権利を主張することができないこととなる（第三者対抗要件、改正商法206ノ2）。仮に「名簿閉鎖制度」によって株主名簿の名義書換もできないとすれば、その間、株式の取得者の権利は不安定な状態に置かれることになってしまう、という訳である。

前述の通り、上場・公開会社については、未だ株券不発行制度を採用することはできないことから、直接、「名簿閉鎖制度」を廃止しなければならない理由はないとも考えられる。しかし、法務省は、上場・公開会社であれば、「株主名簿の情報をコンピュータで管理しているため、基準日制度のみで基準日時点の株主を把握することが可能」⁴との考えから、上場・公開会社についても区別せずに、「名簿閉鎖制度」を廃止することとしたのである。

経過措置

定款に基準日に関する規定がなく、名簿閉鎖期間のみを定めている会社の場合、「名簿閉鎖制度」の廃止により各種の権利確定に不都合が生じることとなる。

³ 始関正光「電子公告制度・株券等不発行制度の導入〔 〕」（『商事法務』No.1709、2004年9月25日）p.28

⁴ 前注に同じ。

そこで株式等決済合理化法では、次のような経過措置が講じられている（附則 36 ）。

10 月 1 日をもって、閉鎖期間の初日の前日を基準日として指定する定款変更決議があったものとみなす（「みなし基準日」）。

前記 の取扱いを受けるためには、「みなし基準日」の対象となる権利の内容（議決権、配当等）を取締役会決議で定める必要がある。

今後の対応

現在、上場・公開会社の多数は、「基準日制度」を採用している。

一部に「名簿閉鎖制度」を残している企業もあるようだが、ほとんどは「基準日」に関する規定も設けていると見られている。そのため、「名簿閉鎖制度」が廃止されたからといって、それほど大きな影響はないかもしれない。

それでも、これまで「名簿閉鎖制度」を残してきた企業の場合、次の定時株主総会に向けて定款規定の修正や、事務フローの見直しなどが必要となるだろう。